

# 那 霸 市 公 報

第 1 8 3 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行  
発 行 所  
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について（建築指導課）  
..... 711
- 地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課） ..... 712
- 市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示（道路管理課） ..... 713
- 市道路線の地番訂正及び区域変更に関する告示（道路管理課） ..... 715
- 那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について（なはまち振興課） .....  
..... 717
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残  
留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定につ  
いて（保護管理課） ..... 718
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残  
留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止につ  
いて（保護管理課） ..... 719
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残  
留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更につ  
いて（保護管理課） ..... 720
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残  
留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止につ  
いて（保護管理課） ..... 721
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残  
留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更につ  
いて（保護管理課） ..... 722
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残  
留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止につ  
いて（保護管理課） ..... 723

**◇ 公 告 ◇**

○那覇市ふるさとづくり寄附金に係る指定代理納付者の指定について（企画調整課）…………… 724

**◇ 監査委員公表 ◇**

○令和 4 年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について（公表）…………… 725

---

---

**告 示**

---

---

那覇市告示第 76 号  
令和 5 年 4 月 25 日  
掲 示 済

建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 指 定 番 号：第 1 号
- 2 指定道路の種類：第42条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指 定 年 月 日：令和 5 年 4 月 25 日
- 4 指定道路の位置：那覇市首里石嶺町四丁目143番 1、5、6、144番 1、2、157番 3
- 5 指定道路の幅員：4.03～6.01m
- 6 指定道路の延長：41.27m

那覇市告示第 77 号  
令和 5 年 4 月 25 日  
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

1 名 称 久場川町自治会

2 変更があった事項及び内容

代表者の氏名及び住所

(変更前) 氏名 泉川 宏  
住所

(変更後) 氏名 迫田 実  
住所

那 覇 市 告 示 第 8 2 号  
 令 和 5 年 4 月 2 8 日  
 掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法第180号）第18条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

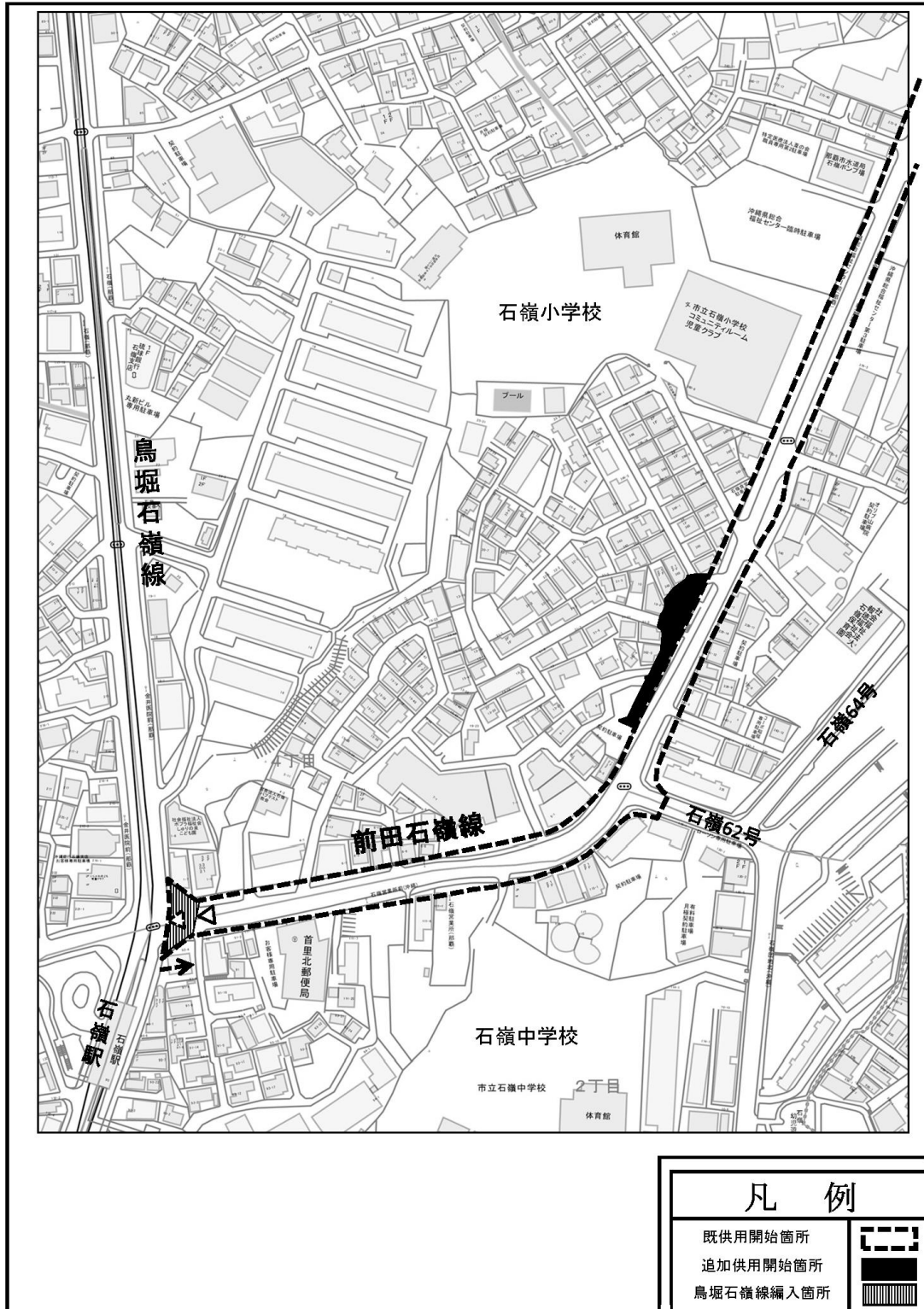
1. 区域変更する路線

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (m)		標準幅員 (m)	備 考
			新	旧		
2344	前田石嶺線	浦添市前田4丁目8番4 ～首里石嶺町2丁目92番4	新	1259.0	17.0	区域追加
			旧	1280.0	17.0	

2. 供用開始する路線

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (m)	標準幅員 (m)	備 考
2344	前田石嶺線	浦添市前田4丁目8番4 ～首里石嶺町2丁目92番4	1259.0	17.0	

### 市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図①)



**那覇市告示第 83 号**  
令和 5 年 4 月 28 日  
掲 示 済

市道路線の地番訂正及び区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法第180号）第8条第1項の規定に基づき市道に認定された路線について、次のように訂正する。

また、道路法（昭和27年法第180号）第18条第1項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

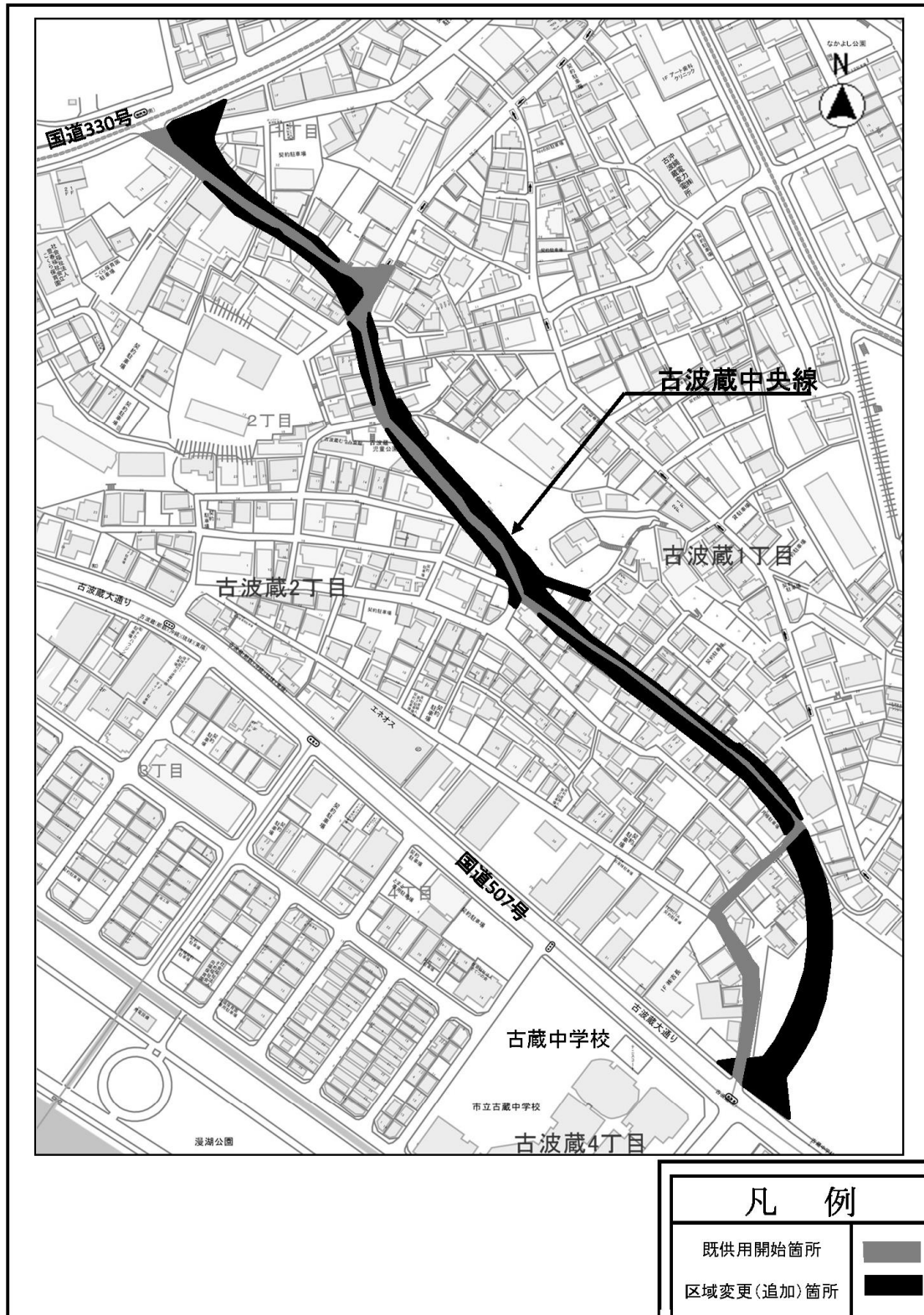
1. 地番訂正する路線

整理番号	路線名	起 点 終 点		備 考
37	古波蔵中央線	新	古波蔵1丁目258番1 ～古波蔵1丁目112番	
		旧	古波蔵2丁目260番 ～字古波蔵113番	

2. 区域変更する路線

整理番号	路線名	区 間	延 長 (m)	幅員 (m)	備 考
37	古波蔵中央線	古波蔵1丁目258番1 ～古波蔵1丁目112番	716.5 (現道)	3.8 ～19.4 (現道)	区域追加

### 市道路線の区域変更位置図(参考図①)





那 覇 市 告 示 第 99 号  
令 和 5 年 5 月 15 日

那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について

地方自治法施行令第158条第1項に基づき、次のとおり委託したので、同条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 件 名 那覇市公設市場使用料等集金代行業務委託
- 2 委託業者 那覇市西1丁目19番7号  
株式会社沖縄債権回収サービス  
代表取締役社長 宮城 博
- 3 委託期間 自 令和5年4月1日  
至 令和6年3月31日

## 那覇市告示第 100 号

令和 5 年 5 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
アイン薬局 天久店	株式会社 アインファーマシーズ	令和5年4月1日～ 令和11年3月31日
那覇市天久 932 番地		
小禄セントラルクリニック	医療法人 好縁会	令和5年4月1日～ 令和11年3月31日
那覇市山下町 3-16 OAS 航空ビル 3 階		
ふるめりあ. 薬局 那覇店	ユキエンタープライズ 株式会社	令和5年4月1日～ 令和11年3月31日
那覇市古島 2 丁目 28 番地 2 佐辺ビル 1 階 102 号室		
セレブ・デンタルオフィス	大森 基弘	令和5年1月1日～ 令和6年3月31日
那覇市宇栄原 1019-1 宇栄原センターハイツ 2F、A 号		

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
訪問看護ステーション未来	合同会社 RIKI みれい	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 11 年 3 月 31 日
那覇市泉崎 2-22-9 メゾン泉 101 号		

## 那覇市告示第 101 号

令和 5 年 5 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
石川外科クリニック	石川 恒夫	令和 5 年 3 月 20 日
那覇市牧志 3 丁目 9 番 18 号		
クララ薬局ティエラ	宮城 敦子	令和 5 年 3 月 31 日
那覇市おもろまち 4-16-22		
訪問看護ステーションひかり	特定非営利活動法人ひかり	令和 5 年 2 月 28 日
那覇市松山 2 丁目 7 番 16 号 ピアセブン永山 2-C		
大原医院	銘苺 朝規	令和 5 年 3 月 31 日
那覇市寄宮 3 丁目 1 2 番 1 2 号		

## 那覇市告示第 102 号

令和 5 年 5 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
オリブ山訪問看護ステーション		令和 5 年 4 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 4 丁目 356 番地 (那覇市首里石嶺町 4 丁目 238 番地 2 メディカルいしみね 3 階)	

## 那覇市告示第 103 号

令和 5 年 5 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称 (廃止する事業の種類)		廃止年月日
所 在 地		
株式会社琉球光和 (福祉用具貸与、特定福祉用具販売)		令和 4 年 11 月 30 日
那覇市西 1-2-16 琉球光和ビル 1F		
訪問看護ステーションひかり (訪問看護)		令和 5 年 2 月 28 日
那覇市松山 2 丁目 7 番 16 号 ピアセブン永山 2-C		

那覇市告示第 104 号  
令和 5 年 5 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
オリブ山訪問看護ステーション		令和 5 年 4 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 4 丁目 356 番地 (那覇市首里石嶺町 4 丁目 238 番地 2 メディカルいしみね 3 階)	
ヘルパステーションオリブ山		令和 5 年 4 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 4 丁目 356 番地 (那覇市首里石嶺町 4 丁目 238 番地 2 メディカルいしみね 3 階)	
医療法人誠和会デイサービス VIVI まわし		令和 4 年 12 月 28 日
所在地	那覇市識名 1 丁目 8 番 1 号 玉商ビル 2 1F 号室 (那覇市寄宮 2 丁目 3 0 番 4 9 号)	

那覇市告示第 105 号  
令和 5 年 5 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

施 術 者	施術の種類	廃止年月日
施術所名称	施術所所在地	
安藤 博之	柔道整復	令和3年10月31日
栄町整骨院	那覇市安里 388-7	

---

---

**公 告**

---

---

那 覇 市 公 告 第 5 3 号  
令 和 5 年 4 月 2 6 日  
掲 示 済

那覇市ふるさとづくり寄附金に係る指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
  - (1) 株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷 2-24-12
  - (2) 株式会社ジェーシービー  
東京都港区南青山五丁目 1 番 22 号
  - (3) 株式会社りゅうぎんディーシー  
沖縄県那覇市久茂地 1-7-1
  - (4) 楽天グループ株式会社  
東京都世田谷区玉川 1-14-1 楽天クリムゾンハウス
  - (5) 株式会社アイモバイル  
東京都渋谷区桜丘町 22-14 N. E. S. ビル N 棟 2 階
  - (6) P a y P a y 株式会社  
東京都千代田区紀尾井町 1-3
  - (7) 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー  
東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7 DGビル 10F
  - (8) GMO ペイメントゲートウェイ株式会社  
東京都渋谷区道玄坂 1-2-3
- 2 指定納付受託者に納付事務を認めた歳入  
寄附受付ポータルサイトを経由して寄附される那覇市ふるさとづくり寄附金
- 3 指定代理納付者により代理納付が行える期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

**【問い合わせ先】**

企画財務部企画調整課

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

T E L 098-862-9937 F A X 098-862-4263



---

---

**監査委員公表**

---

---

那 監 公 表 第 1 号

令 和 5 年 5 月 15 日

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

令和 4 年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について (公表)

令和 4 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長から通知があったので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項後段の規定により、別添のとおり公表します。

## 後期定期監査の結果に伴う措置状況について

### (1) 共通事項

#### ア 歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(テ)の歳入事務について、調定をしなければならない日から遅れて調定されている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア) 令和3年度募集事務地方公共団体委託費（平和交流・男女参画課）
- (イ) 戻入金の振替歳計外収入（人事課）
- (ウ) R3.7月支給分の給料戻入に係る雇用保険料の還付（人事課）
- (エ) 再任用短時間職員の雇用保険料個人負担分の振替（人事課）
- (オ) 真和志庁舎職員駐車土地使用料（管財課）
- (カ) 市有地一般貸付料（管財課）
- (キ) 軍用地料（那覇軍港）（管財課）
- (ク) 令和3年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金（情報政策課）
- (ケ) 令和3年度マイナポイント事業費補助金（増額変更）（情報政策課）
- (コ) 沖縄振興公共投資交付金（街路事業）（都市計画課）
- (サ) 沖縄振興公共投資交付金（街路事業）（都市計画課）
- (シ) 沖縄振興公共投資交付金（モノレール事業）（都市計画課）
- (ス) 令和3年度社会資本整備総合交付金（道路管理課）
- (セ) 令和3年度道路局所管補助金（負担金）（道路管理課）
- (ソ) 令和2年度（繰越）社会資本整備総合交付金（道路管理課）
- (タ) 令和2年度（繰越・補正）道路局所管補助金（負担金）（道路管理課）
- (チ) 防災・安全交付金（都市公園事業）（花とみどり課）
- (ツ) 沖縄振興公共投資交付金（都市公園事業）（花とみどり課）
- (テ) 公園使用料（那覇市公園有料駐車場管理・運営事業）4件（公園管理課）

#### □ 注意事項に関する措置

- (ア) 令和3年度募集事務地方公共団体委託費（平和交流・男女参画課）  
（ア）については、課長級職員を課全体の補助金等の進捗を管理する管理者として明確化し、複数人で交付決定及び変更承認時期を事前に把握できるよう「補助金・負担金等管理一覧表」を作成し、進捗管理を行ってまいります。

- (イ) 戻入金の振替歳計外収入 (人事課)
- (ウ) R3.7月支給分の給料戻入に係る雇用保険料の還付 (人事課)
- (エ) 再任用短時間職員の雇用保険料個人負担分の振替 (人事課)
- (イ)～(エ)の歳入の調定に関しては今回の注意事項を課内職員へ周知するほか、定期的に確認を行うなどチェック体制を整え、関係規則等を遵守した適正な事務処理に努めます。
- (オ) 真和志庁舎職員駐車土地使用料 (管財課)
- (カ) 市有地一般貸付料 (管財課)
- (キ) 軍用地料 (那覇軍港) (管財課)
- (オ)～(キ)については、歳入の調定漏れが生じないようにするため、調定の時期を記載した歳入調定チェックリストを作成し、他の歳入も含め複数の職員で確認できるようにしました。今後は、このチェックリストをもとに、直ちに歳入の調定を行い適正な事務処理を行ってまいります。
- (ク) 令和3年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (情報政策課)
- (ケ) 令和3年度マイナポイント事業費補助金 (増額変更) (情報政策課)
- (ク)～(ケ)については、同様の事例が生じないよう課内へ周知徹底しました。今後は関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。
- (コ) 沖縄振興公共投資交付金 (街路事業) (都市計画課)
- (サ) 沖縄振興公共投資交付金 (街路事業) (都市計画課)
- (シ) 沖縄振興公共投資交付金 (モノレール事業) (都市計画課)
- (コ)～(シ)については、補助金・負担金等管理一覧表の作成と活用、併せて庁内システムに導入されておりますメモ機能等を利用し、補助金交付決定から請求までの一連の作業に遅れが生じないよう処理を行ってまいります。
- (ス) 令和3年度社会資本整備総合交付金 (道路管理課)
- (セ) 令和3年度道路局所管補助金 (負担金) (道路管理課)
- (ソ) 令和2年度 (繰越) 社会資本整備総合交付金 (道路管理課)
- (タ) 令和2年度 (繰越・補正) 道路局所管補助金 (負担金) (道路管理課)
- (ス)～(タ)については、歳入に係る事務手続きにつきましては、「補助金・負担金等管理一覧表」の作成を行い、課長を管理者として複数人でチェックする体制を整え、適正な事務処理を行います。
- (チ) 防災・安全交付金 (都市公園事業) (花とみどり課)
- (ツ) 沖縄振興公共投資交付金 (都市公園事業) (花とみどり課)
- (チ)～(ツ)については、今回の注意事項を踏まえ、歳入業務の調定

について、業務マニュアルフロー図へ注記を補足して情報共有するとともに、管理表などによる管理を行うよう改善したところです。

(テ)公園使用料（那覇市公園有料駐車場管理・運営事業）4件（公園管理課）

(テ)については、適正な事務処理が行われるよう、本注意事項について課内に会計規則の周知する措置をいたしました。

イ 予定価格の適正な設定について（注意事項）

次の2件の業務委託は、入札公告時点で、当初予算数量から減になっていることを把握していたにも関わらず、再度見積りを徴収することなく、当初予算の数量で予定価格を設定している。

那覇市契約規則第10条第2項では、予定価格は、数量の多少などを考慮し、適正に定めなければならない旨規定している。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正に行われたい。

(ア)令和3年度地籍調査データ整備業務（資産税課）

(イ)自治体中間サーバー情報連携用機器等の購入・設定業務委託契約（保守）（情報政策課）

□ 注意事項に関する措置

(ア)令和3年度地籍調査データ整備業務（資産税課）

(ア)については、今後は、入札公告を行う前に、数量の確認を行い、予定数量が増減した場合には、あらためて見積りを徴収したうえで予定価格を設定することとします。また、入札におけるチェックリストを整備し、複数の職員で確認するなど適正な事務処理を執行してまいります。

(イ)自治体中間サーバー情報連携用機器等の購入・設定業務委託契約（保守）（情報政策課）

(イ)については、予算執行時はあらためて見積取得するなど那覇市契約規則等を遵守し、適切な事務処理を行うよう課内へ周知しました。今後このような事態が起こらないよう、随時関係規則を確認して適正な事務処理に努めてまいります。

ウ 随意契約事務の適正な処理について（注意事項）

次の2件の業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約としているが、財政課長合議が行われていない。

那覇市予算決算規則では、同号の随意契約の場合、財政課長に合議をしなければならない旨規定している。

随意契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア)那覇市市制100周年記念グッズ販売委託（企画調整課）

(イ)セキュリティ強化に伴う管理システム等運用保守業務委託契約（情報政策課）

**□ 注意事項に関する措置**

(ア)那覇市市制 100 周年記念グッズ販売委託 (企画調整課)

(ア)については、那覇市予算決算規則の遵守について、課内での事例共有及び注意喚起を行い、関係規則の遵守及び適正な事務処理に努めてまいります。

(イ)セキュリティ強靱化に伴う管理システム等運用保守業務委託契約 (情報政策課)

(イ)については、同様な事例が生じないように、予算執行時に利用しているチェック表に項目を追加し、課内へ周知しました。今後、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

**(2) 各部署の指摘事項等****【総務部】****○ 防災危機管課**

**ア 補助金の歳入調定遅れ及び監査指摘事項等の措置を怠ったことについて (是正事項)**

沖縄県市町村支援事業補助金の歳入事務について、調定しなければならない日から遅れて調定されている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

当該歳入調定遅れについては、令和2年度後期定期監査においても注意事項とされた。その措置として、調定処理についてダブルチェックを行うなど事務処理体制の強化を図り、適正な事務処理に努めている旨通知があり、監査委員がこれを公表した。しかし、令和3年度においても同様の歳入調定遅れが繰り返されており、注意事項に対する措置が機能していない。

監査における指摘等を重く受け止め、歳入の調定事務に当たっては適正な事務処理が確実に行われるよう、必要かつ十分な措置を講じられたい。

**□ 是正事項に関する措置**

当該是正事項を重く受け止め、当課全職員に対し補助金に係る歳入事務の取扱いに関する注意喚起と確実な調定処理について周知徹底を行いました。また、新たに調定の時期及び処理の流れがわかるチェックリストを作成し、当該補助金事業に係るファイルの表紙裏に貼付することで、交付決定時及び追加交付申請など金額に変更が生じた場合の決裁時等において複数人の目で確認できるようチェック体制の強化を図り、再発防止に努めております。

**【企画財務部】**

## ○ 企画調整課

### ア 契約事務について（注意事項）

令和 3 年度 R P A 等導入・運用支援業務委託は、契約保証金を免除する根拠として、予算執行伺いでは、那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 7 号を適用するとしているが、契約書では、同項第 9 号を適用するとし、適用号の変更の手続きをせずに契約している。

契約事務に当たっては、適正な事務処理を行われたい。

### □ 注意事項に関する措置

監査にて指摘された、予算執行伺いと契約書の内容に相違があり、変更の手続きをせずに契約しているとの内容について、今後同様の契約を行う際には、担当を始め課内チェック体制を徹底し、同様のミスが起きないように、適正な契約事務を執行してまいります。

## ○ 財政課

### ア 歳出予算の計上について（要望事項）

公債費（一般会計一時借入金利子）は、当初予算額 600 万円に対し、執行済額は 4,186 円（執行率 0.1%）となっている。

那覇市予算決算規則第 6 条第 4 号では、予算見積書作成上の留意事項として「前年度実績又は適正な額」により予算の見積りを行うこととされている。

歳出予算の計上に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

### □ 要望事項に関する措置

一時借入金利子については、一般会計の一時借入の状況及び時勢の利率により所要額が変動しますが、所要見込額の計上にあたっては、予算要求時の最新の利率や過去の執行実績等を踏まえ、適正額で要求するよう努めていきます。

## ○ 情報政策課

### ア 期間を延長する契約について（注意事項）

「新公共施設予約システム構築及び運用業務委託契約」及び「オンライン決済 ASP 加盟店契約（コンビニ決済 ASP サービス使用料）」は、令和 3 年 3 月 31 日を終期とする契約であったが、業務の事情により 1 年間延長する必要が発生したため、令和 3 年度予算において単年度分の委託料を確保し、令和 3 年 4 月 1 日に 1 年間の期間を延長する変更契約が行われている。

地方自治法第 208 条第 2 項は会計年度独立の原則が定められており、本件は令和 3 年度の単年度予算であることから、新規契約を締結する必要があった。また、変更契約とするのであれば、令和 2 年度において債務負担行為を設定した上で 3 月 31 日までに契約締結する必要があった。

期間を延長する契約においては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

**□ 注意事項に関する措置**

期間を延長する契約においては、確保した予算と整合がとれた契約を締結するよう課内へ周知しました。今後は、関係法令を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

**○ 納税課****ア 契約の自動更新における債務負担行為の設定について（注意事項）**

ペイジー口座振替受付端末維持管理業務委託契約は、「別段の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本契約書を自動更新する」旨の契約条項を設け、債務負担行為の設定をすることなく、平成30年10月1日に当該年度末を期間として締結し、現在まで更新している。

地方自治法第214条は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない旨定められている。

当該契約は、翌年度以降に支出を伴うような更新の決定がその前年度に行われる契約であり、翌年度以降において債務を生じることから、債務負担行為として予算で定める必要があった。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

**□ 注意事項に関する措置**

今回の注意事項を踏まえ、令和5年度は単年度契約を結び、令和6年度以降については債務負担行為等の準備を行い適正な事務処理を進めることとします。今後は、関係法令等を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

**イ 契約事務について（是正事項）**

カラープリンター賃貸借契約は、予定価格を42万1,200円と定め、那覇市契約規則第20条第6号を適用し、随意契約を締結している。

しかしながら、当該契約の種類は、同条第3号に規定する「物件の借入れ」に該当するものであり、随意契約によることができる場合の限度額40万円を超えていることから、本来は入札を実施する必要があった。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

**□ 是正事項に関する措置**

職員の認識不足に起因するものであるため、契約事務の取り扱いに対する注意喚起と規則等の周知徹底を図り、今後このような事態が発生しないよう那覇市契約規則を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

**【都市みらい部】****○ 都市計画課****ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）**

都市計画全国大会オンライン開催参加費の支払のため受領した前渡金について、支払が終了した日は令和3年10月18日、精算日は同年11月18日

となっており、精算が遅延している。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 3 号は、支払が終了した日から 7 日（本市の休日の日数は、参入しない。）以内に精算しなければならない旨規定している。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 注意事項に関する措置

那覇市会計規則 57 条を遵守し、庁内システムに導入されております、メモ機能等を活用し、失念の防止を行ってまいります。

今後、チェックリストを用いての確認や、処理期限の確認を徹底し、遅滞なく適正に事務処理を行ってまいります。

### ○ 道路管理課

#### ア 道路占用料の歳入事務について（注意事項）

道路占用料に係る歳入事務について、一定の時期において調定をしなければならない日（占用の許可をした日）から遅れて調定されている事例が多数あった。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。また、那覇市道路占用料徴収条例第 3 条は、占用料は、占用の許可をしたとき又は占用の協議が成立したときに納入通知書により徴収する旨定めている。

歳入事務に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 注意事項に関する措置

今回の注意事項を踏まえ、道路占用料の歳入事務について、占用の許可をしたとき又は占用の協議が成立したときに速やかに調定を行い、納付書の作成送付を適切な時期に作業を終えるよう努めてまいります。

### ○ 花とみどり課

#### ア 随意契約における見積書の徴取について（注意事項）

令和 3 年度公園予定地除草作業業務委託（その 2）、（その 3）及び（その 4）はそれぞれ那覇市契約規則第 20 条第 6 号に基づき随意契約を締結しているが、契約事務において予定価格設定のための見積書は徴取されているものの、随意契約によろうとする場合の見積書が徴されていない。

那覇市契約規則第 23 条第 1 項は、随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨規定している。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### □ 注意事項に関する措置

今回の注意事項を踏まえ、各種業務の契約における見積徴取については、



課内で注意喚起と周知徹底を図り、確実に実施するよう改善したところで  
す。予算執行にあたっては、関係法令を遵守し、適切な事務処理を行って  
まいります。

## ○ 公園管理課

### ア 契約事務について（注意事項）

漫湖公園他 1 公園自家用電気工作物保安管理業務委託及び新都心公園自  
家用電気工作物保安管理業務委託は、公園の場所が異なることを理由にそれ  
ぞれ那覇市契約規則第 20 条第 6 号に基づき随意契約を締結している。

しかしながら、これらの契約は 1 件の契約として競争入札の方法により契  
約締結することができると思われる。

契約事務にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

### □ 注意事項に関する措置

本注意事項について課内に周知するとともに、次年度業務より 1 件の契  
約として競争入札により実施することといたしました。

### イ 契約保証金について（注意事項）

令和 3 年度新都心公園ジョギングコース修繕工事契約における契約保証  
金につき、那覇市契約規則第 30 条各号に定める免除条項に該当しないにも  
関わらず、該当するとの誤認から契約保証金の納付をさせていない。

地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項は、普通地方公共団体は、当該地  
方公共団体と契約を締結する者をして契約保証金を納めさせなければならない旨定めている。

契約事務にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

### □ 注意事項に関する措置

本注意事項について課内に周知するとともに、工事設計図書において使  
用しているチェックリストに契約保証金の確認欄を新たに設け、適正な事  
務処理が行われるよう措置いたしました。

## 【まちなみ共創部】

## ○ 建築指導課

### ア 概算払いにおける精算事務の遅れについて（注意事項）

令和 3 年度建築設備検査員講習の概算払いを受領した旅費について用務  
が終了した日は令和 3 年 12 月 3 日、精算日は同年 12 月 28 日となっており、  
精算が遅延している。

那覇市会計規則第 62 条第 1 項は、「概算払を受けた者は、用務を終了し  
た日から起算して 7 日（本市の休日の日数は算入しない。）以内に精算報告  
書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と規定している。

概算払いにおける精算事務にあたっては、関係規則を遵守し、適正な事務

処理を行われたい。

**□ 注意事項に関する措置**

再発防止のため事務手続きを見直し、所属グループで書類作成後、庶務総括のグループの確認を受け処理を行うよう改善策を講じております。

**○ 技術総務課**

**ア 入札の公告について（注意事項）**

那覇市字宇栄原・宇栄原四、五、六丁目地籍調査業務(H3工程)に係る入札の公告において、入札参加資格要件について記載すべき事項が不十分であった。

那覇市制限付き一般競争入札実施要綱の第4条第2項第8号では、入札参加資格要件の審査に関する事項について、市長は公告するものとする旨規定している。

入札の公告に当たっては、関係要綱を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

**□ 注意事項に関する措置**

今後の地籍調査業務に係る制限付一般競争入札の実施における公告に当たっては、「那覇市技術総務課発注の同業種手持ち業務委託（落札案件）がある場合は、開札日の出来高が30%以上でなければ、本案件を落札することができない。」旨記載していきます。